

# ご寄附のお願い

公益財団法人京都文化財団は、1986年（昭和61年）の発足以来、京都の伝統文化を基盤とした新しい京都文化の創造活動を行うとともに、芸術・文化の創造活動の奨励・育成や文化財の保護を通じて、日本文化の中心である京都文化の豊かな創造と発展に寄与することを目的としております。

京都府京都文化博物館、京都府立文化芸術会館、京都府立府民ホール、京都府立堂本印象美術館の4つの文化施設の管理運営等を通じて、京都の歴史文化、美術・工芸などの多彩な展示や映像文化の振興を行うとともに、文化資料の調査研究・収集保存と文化財の保護に取り組んでいます。

また、優れた芸術家の作品発表の場や演劇・音楽・舞踊等の公演鑑賞機会を提供するとともに、旧日本銀行京都支店（重要文化財）を博物館のシンボルとして広く公開し、皆様にご活用いただいています。

今後とも、こうした活動の継続・発展に取り組み、京都文化の豊かな創造と更なる発展に向けて邁進してまいりますので、皆様の温かいご支援をお願い申し上げます。

公益財団法人京都文化財団  
理事長 山田 啓二

## はじめに

公益財団法人京都文化財団（以下「財団」という。）への寄附は、税制上の優遇措置（寄附金控除）の対象となります。

ご寄附いただく方法には、皆様からの温かいご意志として継続的に毎年度定額を賜る賛助会員制度と、皆様のご都合に合わせて随時ご寄附を賜る方法の2つがございます。

### 1 賛助会員としてのご寄附

財団の賛助会に入会いただき、賛助会費として毎年度定額を納めていただく制度です。消費税は不課税です。

法人様、個人様のいずれもご入会いただけ、お申込みは随時受け付けております。入会金は不要です。初年度は入会時に、以降は毎年5月に「賛助会費納付依頼書」を送付いたしますので、お振込みをお願いします。

### (1) 賛助会費（年度額）

1口50,000円で1口以上

### (2) 会費の使途

- ① 財団の基金等の充実
- ② 財団が管理、運営する京都府京都文化博物館、京都府立文化芸術会館、京都府立府民ホール及び京都府立堂本印象美術館における各種事業
- ③ 京都文化の創造、発展に寄与する事業
- ④ 美術・工芸作家、文化芸術団体等の奨励、育成
- ⑤ 機関誌等の刊行
- ⑥ その他財団の目的を達成するために必要な事項

### (3) 賛助会員の特典

- ① 財団の展覧会等の招待券の贈呈
- ② 財団が作成する広報物へのご芳名の掲載  
※ 差し支えなければ、京都文化博物館内の銘板及び財団ホームページ（京都文化博物館ホームページ）にご芳名を掲載させていただきます。
- ③ 財団が作成した資料（年報等）の贈呈
- ④ 財団の施設の使用に当たっての便宜

### (4) 手続きの流れ

詳しくは「賛助会員・寄附のお問合せ・お申込み先」までお問い合わせください。

- ① 財団から「賛助会入会申込書」をお送りしますので、ご記入いただき、FAXまたはメールでお送りください。
- ② 「賛助会入会申込書」に基づき、財団から振込先口座を記載した「賛助会費納付依頼書」をお送りします。
- ③ 賛助会費のお振込みをお願いします。
- ④ 入金確認後、財団から「寄附金受領証明書」をお送りします。
- ⑤ 賛助会員の特典をお贈りします。

## 2 一般のご寄附

財団の運営する文化施設や実施する各種事業に対し、ご寄附により支援いただくものです。消費税は不課税です。法人様、個人様とも随時受け付けております。

### (1) 寄附金額

5,000円以上

## (2) 寄附金の使途

以下の中からお選びください。複数項目をお選びいただくこともできます。複数項目の場合の割り振りやご指定のない場合の使途は、財団にご一任ください。

### ○財団の運営する施設

#### 京都文化博物館

京都の歴史文化の博物館、京都ゆかりの作家の作品を展示する美術館、京都の特性を生かした映像文化を展示・上映するフィルムライブラリーセンターの3つの機能を併せ持つ総合的な文化施設

#### 京都府立文化芸術会館

ホール（劇場）と展示室・会議室を備え、半世紀以上にわたり文化芸術を愛する人々に出会いと交流、創造の場を提供し続ける殿堂的な会館

#### 京都府立府民ホール

94面分割の電動昇降床により、多彩なステージ構成（プロセニウム、コンサート、能舞台など）と優れた音響効果を有するホール

#### 京都府立堂本印象美術館

京都で活躍した日本画の大家・堂本印象や日本の近現代美術・工芸作家の展覧会等を開催する、建物自体も印象のデザインによる独創的な美術館

### ○京都文化の創造、発展に寄与する事業

#### ○京都の美術・工芸作家、文化芸術団体等の奨励、育成事業

#### ○文化財の保護及び文化財保護思想の普及・啓発事業

## (3) ご寄附に対するお礼

- ① 5万円以上のご寄附については、財団理事長から御礼状を、50万円以上のご寄附については、同感謝状を贈呈させていただきます。
- ② 金額に応じて、ささやかなお礼をお贈りします。
- ③ 差し支えなければ、財団ホームページ（京都文化博物館ホームページ）にご芳名を掲載させていただきます。

## (4) 手続きの流れ

詳しくは「賛助会員・寄附のお問合せ・お申込み先」までお問い合わせください。

- ① 財団から「寄附申込書」をお送りしますので、ご記入いただき、FAXまたはメールでお送りください。
- ② 「寄附申込書」に基づき、財団から振込先口座を記載した「寄附金納付依頼書」をお送りします。
- ③ 寄附金のお振込みをお願いします。
- ④ 入金確認後、財団から「寄附金受領証明書」をお送りします。
- ⑤ ささやかなお礼をお贈りします。

### 3 その他特別のご寄附

上記2の「一般のご寄附」以外の使途や寄附金の管理運営に条件を付すことをご希望の場合（特別寄附）は、以下のお問合せ先までご相談をお願いします。

また、財団が特定の使途に対して寄附を募る「特定寄附（クラウドファンディング）」を行う場合は、別途ご案内いたします。

#### < 賛助会員・寄附のお問合せ・お申込み先 >

〒694-8183 京都市中京区高倉通三条上る東片町 623-1  
公益財団法人京都文化財団 総務課 Tel : 075-222-0888  
Mail ; [keiri\\_1986@bunpaku.or.jp](mailto:keiri_1986@bunpaku.or.jp) Fax : 075-222-0889

#### (ご参考)

##### 【個人情報の保護について】

賛助会員及びご寄附に際して取り扱う個人情報については、財団で定める「個人情報保護に関する基本方針」に基づいて、管理・保護のための適切な措置を講じ、利用目的の範囲内でのみ、個人情報を取り扱います。

##### 【税制上の優遇措置について】

財団は、京都府知事から「公益財団法人」として認定（認定日は2013年（平成25年）3月26日、法人登記日は同年4月1日）を受けているため、財団への寄附金は「特定公益増進法人」として税法上の優遇措置が適用され、所得税法第78条及び法人税法第37条第4項の寄附金控除の対象となります。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm>

##### ※ 寄附金控除を受けるための手続き

法人・個人いずれの場合も、上記の優遇措置を受けるためには、確定申告が必要となります。確定申告の際は、財団からお送りする「寄附金受領証明書」が必要です。

なお、税制は都度変更されていますので、申告の詳細は、お近くの税務署にお問い合わせください。